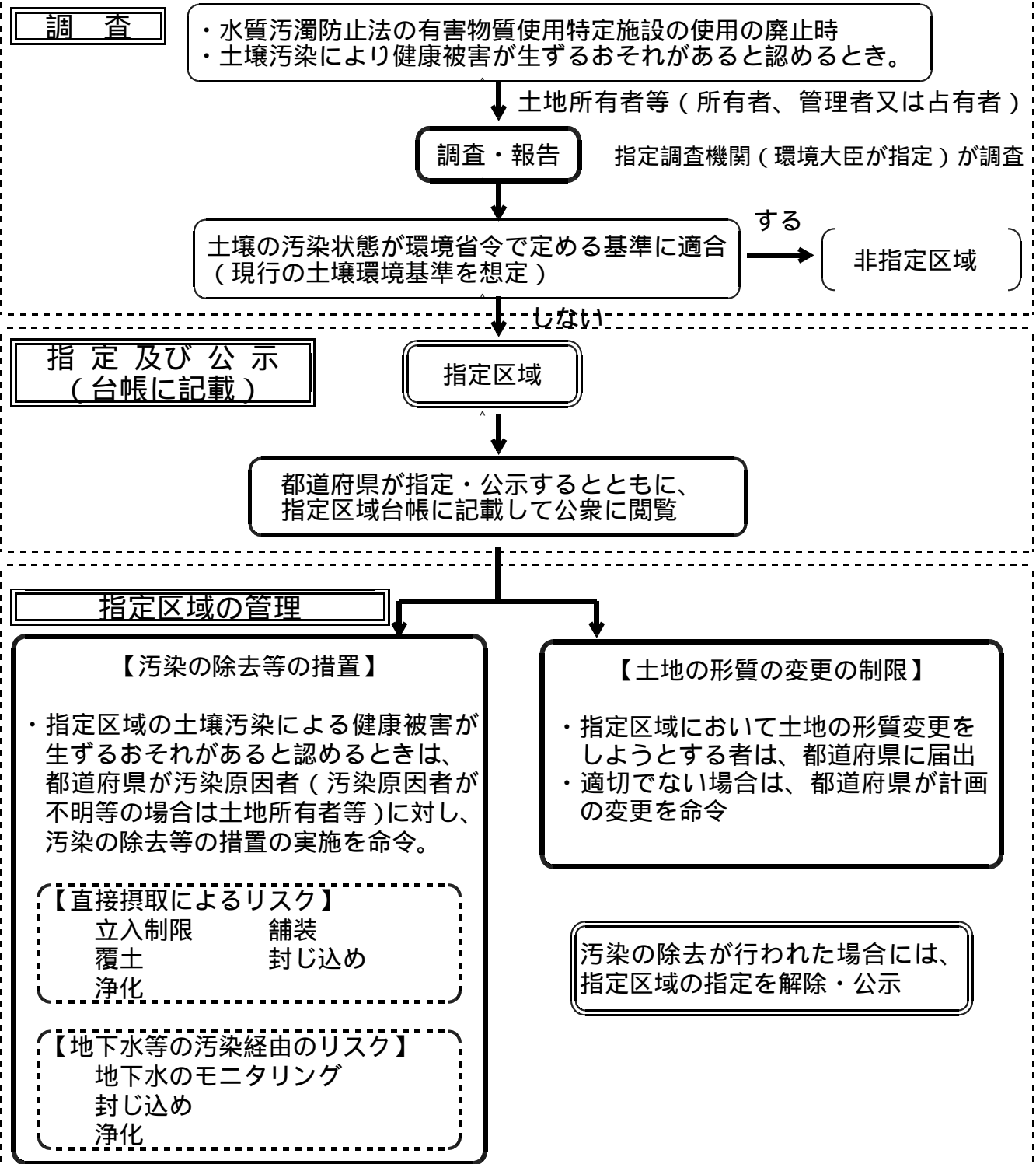


土壌汚染対策法の概要

- 対象物質 : 汚染された土壌の直接摂取（摂食又は皮膚接触）による健康影響
 (特定有害物質) - 表層土壌中に高濃度の状態で長期間蓄積し得ると考えられる重金属等
 地下水等の汚染を経由して生ずる健康影響
 - 地下水等の摂取の観点から設定された土壌環境基準の溶出基準項目

仕組み



土壌汚染対策の円滑な推進を図るため、汚染の除去等の措置を助成し、助言、啓発普及等を行う指定支援法人を指定し、基金を設置。

土壌汚染対策法案に対する附帯決議（抜粋）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

（衆議院環境委員会）

平成十四年四月五日

四 操業中の工場等から汚染又は汚染のおそれのある土壌が搬出されることにより土壌汚染が拡散しないよう、各事業者の取組みを促すことにつき都道府県等と連携を図ること。また、汚染された土壌の処分については、廃棄物処理法の取扱いについて早急に検討を進めること。

（参議院環境委員会）

平成十四年五月二十一日

四、操業中の工場等から汚染又は汚染のおそれのある土壌を搬出・移動することにより汚染が拡散しないよう、各事業者を指導することについて都道府県等との連携を十分に図ること。

また、汚染された土壌の適正な処分の在り方について、廃棄物処理法の見直しを含め、早急に検討を進めること。

右決議する。

中央環境審議会土壤農薬部会の専門委員会の設置について

平成13年3月28日

平成14年7月2日改正

土壤農薬部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）第9条第1項の規定に基づき、中央環境審議会土壤農薬部会に置く専門委員会について、次のとおり定める。

- 1．中央環境審議会土壤農薬部会に、農薬専門委員会及び土壤汚染技術基準等専門委員会を置く。
- 2．農薬専門委員会は、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第1号イ及び第4号の環境大臣の定める基準（以下「作物残留及び水質汚濁に係る基準」という。）の設定及び改定に関する事項その他農薬による環境汚染の防止に係る専門的事項を調査する。
なお、作物残留及び水質汚濁に係る基準の設定及び改定に関する事項については、当部会に対し当該事項に係る付議があった場合に直ちに調査を行い、その結果を当部会に報告するものとする。
- 3．土壤汚染技術基準等専門委員会は、土壤汚染対策法に係る技術的事項等について調査する。
- 4．専門委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は部会長が指名する。
- 5．専門委員長は、専門委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を同専門委員会に属する委員、臨時委員又は専門委員に通知するものとする。
- 6．部会長は、農薬専門委員会及び土壤汚染技術基準等専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

土壤汚染対策法の政省令検討スケジュール

- 5月22日 土壤汚染対策法成立（5月29日公布）
- 6月18日 「土壤汚染対策法に係る技術的事項について」
中央環境審議会に諮問
- 7月2日 中央環境審議会土壤農薬部会（第9回）
・ 諮問事項を土壤農薬部会に付議
・ 同部会に土壤汚染技術基準等専門委員会を設置
- 7月5日 土壤汚染技術基準等専門委員会（第1回）
・ 土壤汚染対策法に係る技術的事項について
- 7月16日 土壤汚染技術基準等専門委員会（第2回）
・ 関係者からのヒアリング
構想日本
(社)不動産協会
(社)日本経済団体連合会
・ 土壤汚染対策法に係る技術的事項について
- 8月6日 専門委員会において中間的な取りまとめ
- 8月7日 パブリックコメントの募集開始（～9月3日）
- 9月中旬 部会への報告を取りまとめ
- 土壤汚染対策法政省令制定
- 平成15年
1月 土壤汚染対策法施行（予定）